

第1章 はじめに

- 1 計画策定の背景・趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の推進体制

第1章 はじめに

1 計画策定の背景・趣旨

近年の子どもを取りまく環境は、物が豊かになり便利さの中で生活する一方で、核家族化や少子化、情報化社会の進行による地域のつながりの希薄化、価値観や生活様式が多様化など、めまぐるしく変化しています。また、子どもの成長や発達、育てにくさなどの気がかりや不安、地域での孤立感などを感じている保護者も少なくありません。

このような子どもや子育て環境の変化に伴い、国は、子どもや子育て、教育、障害などに関する法において、発達に支援が必要な子どもについて特性の早期発見と早期支援の必要性や、療育・教育・就労といった支援体制の整備、地域社会における共生の実現などが定められました。

本市においては、平成28年3月発達に支援が必要な出生から20歳までの子どもと保護者に対して、一貫したつなぐ支援を提供できる仕組みを構築するための計画「発達支援システム」を策定いたしました。これは、関係機関と連携し支援をつないでいくもので、障害の診断の有無にかかわらず発達に支援が必要な子どもとその保護者の同意を得た時点から利用でき、ひいてはその子どもの自立や社会参加を目指したものになっています。

前計画では、システム稼働から5年間で100名の同意を想定しておりましたが、運用を開始した1年間（平成29年度末）の時点で121名の同意があったことから、このシステムへの期待は大きく、より充実した支援体制が求められているところです。

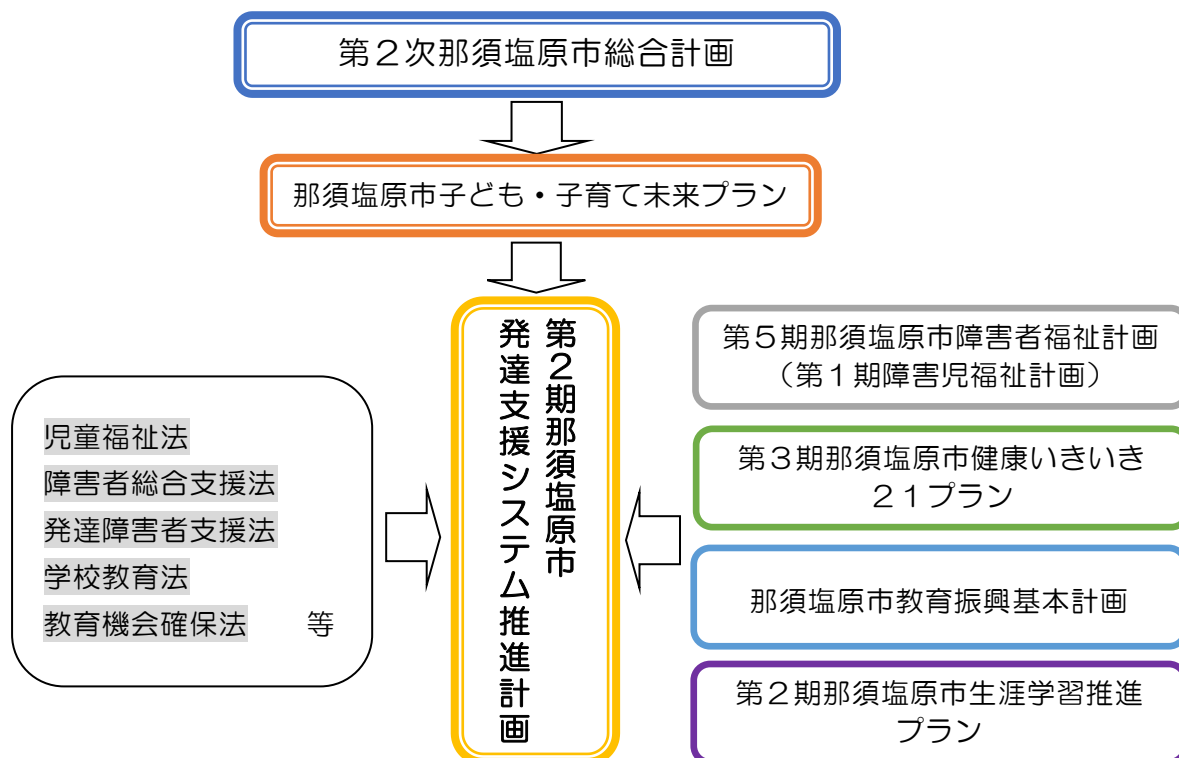
これらの背景を受け、つなぐ支援の仕組みを構築するための概念や考え方を示した前計画をもとに、構築されたシステムの運用やつなぐ支援に関する具体的な方法を示す必要性から、「第2期発達支援システム推進計画」を策定いたしました。

この計画は、本市における発達に支援が必要な子どもの現状と課題を抽出し、さらに発達支援システムを運用する上で生じたつなぐ支援のあり方に関する問題、発達支援システムに対するニーズを把握するためのアンケート調査から明確にされた課題や改善点を整理し、関係機関との円滑な連携支援体制の整備やシステムを必要とする子どもと家族の心に寄り添った支援ができるような取組など、今後3年間の発達支援施策に関する基本的な方向性や具体的な施策について示しています。

そして、子育てをしている家族にとってより身近な支援のひとつになることを目指し、この計画を策定します。

2 計画の位置付け

- 本計画は、本市の最上位計画である「第2次那須塩原市総合計画」と部門別計画「子ども・子育て未来プラン」を上位計画とした、発達支援推進のための個別計画です。本計画では、各種計画における発達支援の施策について集約し、一元化を図るとともに、発達支援に対する施策の基本的方向と具体的な施策を明らかにするものです。



3 計画の期間

- 平成31年度から平成33年度までの3年間とします。
ただし、社会情勢の変化等により、必要に応じて適宜見直しを行います。

<各計画との計画期間の関係>

H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
		第2次那須塩原市総合計画（前期基本計画）				
那須塩原市子ども・子育て未来プラン						
		第5期那須塩原市障害者福祉計画 （第1期障害児福祉計画）				
		第3期那須塩原市健康いきいき21プラン				
		那須塩原市教育振興基本計画				
		第2期那須塩原市生涯学習推進プラン				
		那須塩原市発達支援システム		第2期那須塩原市発達支援システム推進計画		

4 計画の推進体制

- 本計画の推進に当たっては、4つの体制を基本に、家庭、地域、保育園・幼稚園・認定こども園等（以下「園」という。）、学校、医療・療育機関、行政等の関係機関と連携強化を図り、発達に支援が必要な子どもと保護者に対して、切れ目のない一貫した支援が提供できるよう様々な施策を計画的・総合的に推進します。

1. 発達支援アドバイザー

那須塩原市発達支援システムの運用について、医療・教育・療育等総合的な指導、助言を得る目的で、発達支援アドバイザーを設置しています。

※ 資料 P.70 参照

2. 発達支援体制協議会

早期からの発達支援体制の整備を図る上で、関係機関の代表者から、幅広い意見の聴取を目的として設置しています。

※ 那須塩原市発達支援体制協議会設置要綱（平成27年7月1日告示）

資料 P.66 参照

※ 委員名簿 資料 P.70 参照

3. 実務者会議

発達支援システムにおける「個別の支援計画」による支援体制の具体的な取組の充実を図るため、協議会の下部組織として実務者会議を設置しています。

※ 那須塩原市発達支援体制協議会設置要綱（平成27年7月1日告示）

資料 P.66 参照

※ 委員名簿 資料 P.71 参照

4. 庁内関係課会議

庁内における保健・医療・福祉・保育・教育及び就労に係る関係課の連携体制の充実を図るため、協議会の下部組織として庁内関係課会議を設置しています。

※ 委員名簿 資料 P.71 参照